

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

Issue 149-2009/04/04~2009/04/10

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 关于保税物流中心及出口加工区功能拓展有关税收问题的通知..... 2
- 旅行社条例实施细则..... 2
- 关于发布已失效或废止有关消费税规范性文件的通知..... 2
- 浙江省危险化学品登记管理规定..... 3

二、相关新信息

- 关于“外资投资性公司的投资范围不得涉及限制外商投资领域及宏观调控行业”的质疑..... 3
- 上海高院发文明确适用《劳动合同法》若干问题的意见..... 4
- 《缺陷产品召回管理条例(送审稿)》公开征求意见..... 7
- 中国在上海市和广东省 4 城市开展跨境贸易人民币结算试点..... 8
- 商务部发布首批 20 个《对外投资合作国别(地区)指南》..... 8
- 中央政法委、最高院发文要求清理执行积案..... 8

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 保税物流センター及び輸出加工区機能拡張における租税に関する通知..... 2
- 旅行社条例実施細則..... 2
- すでに失効し又は廃止した消費税に係る規程文書を公布することについての通知..... 2
- 浙江省危険化学品登記管理規定..... 3

二、関連する新情報

- 「外商投資性会社の投資範囲は外商投資を制限する分野及びマクロコントロールの対象となる産業に及んではならない」ことの疑義..... 3
- 上海市高級人民法院が「労働契約法」を適用するにあたっての若干事項を明確にするための意見を文書にて発布した..... 4
- 「欠陥製品リコール管理条例(審査申請案)」がパブリックコメントを募集する..... 7
- 中国は上海市と広東省の 4 都市において国境貿易の人民元建て決済を試みる..... 8
- 商務部は初めて 20 の「対外投資提携国(地域)別手引」を公布した..... 8
- 中央政法委員会、最高人民法院が懸案を解決し執行するよう文書にて求めた..... 8

一、相关新法令、新政策

● 关于保税物流中心及出口加工区功能拓展有关关税问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2009〕145号

【发布日期】2009-03-18

【提示】根据该通知，以下两种情形按照《保税物流中心（B型）税收管理办法》（国税发〔2004〕150号）执行：

1. 货物在境内和指定的保税物流中心之间进出的（视同进出口）。
2. 国内货物进入出口加工区用于物流配送的。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于保税物流中心及出口加工区功能拓展有关关税问题的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8967482.html>

保税物流中心（B型）税收管理办法（国税发〔2004〕150号）

<http://202.108.90.146/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=998&flag=1>

● 旅行社条例实施细则

【发布单位】国家旅游局

【发布文号】国家旅游局令 第 30 号

【发布日期】2009-04-03

【实施日期】2009-05-03

【提示】该细则要求，外商投资旅行社的，适用《旅行社条例》第三章的规定。未经批准，旅行社不得引进外商投资。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

旅行社条例实施细则

http://www.gov.cn/flfg/2009-04/07/content_1279434.htm

旅行社条例

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/26/content_1244073.htm

● 关于发布已失效或废止有关消费税规范性文件的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2009〕45号

【发布日期】2009-03-18

【提示】国家税务总局对 1993 年底以来发布的有关消费税政策及征收管理的规范性文件进行了全面清理，公布全文

一、関連する新法令、新政策

● 保税物流センター及び輸出加工区機能拡張における租税に関する通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函〔2009〕145号

【発布日】2009-03-18

【コメント】本通知によると、次の 2 通りの状況は「保税物流センター（B 型）租税管理弁法」（国税発〔2004〕150 号）に基づき取り扱う。

1. 貨物を国内及び所定の保税物流センター間で出し入れするとき（輸出入とみなす）。
2. 国内貨物が輸出加工区に進入し物流配送に使用されるとき。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。保税物流センター及び輸出加工区機能拡張における租税に関する通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8967482.html>

保税物流センター（B 型）租税管理弁法（国税発〔2004〕150 号）

<http://202.108.90.146/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=998&flag=1>

● 旅行社条例实施细则

【発布機関】国家旅游局

【発布番号】国家旅游局令 第 30 号

【発布日】2009-04-03

【施行日】2009-05-03

【コメント】本細則では、外商が旅行会社に出資する場合、「旅行社条例」第 3 章の規定を適用することを求めている。許可を受けていない場合、旅行社は外商による出資を導入してはならない。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。旅行社条例实施细则

http://www.gov.cn/flfg/2009-04/07/content_1279434.htm

旅行社条例

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/26/content_1244073.htm

● すでに失効し又は廃止した消費税に関する規範性文書を公布することについての通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発〔2009〕45号

【発布日】2009-03-18

【コメント】国家税務総局は、1993 年末から公布した消費税政策及び徴収管理についての規範性文書を全面的に見直し、全文を廃止

废止或失效的税收规范性文件 14 件、部分条款失效或废止的税收规范性文件 7 件。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8955508.html>

● 浙江省危险化学品登记管理规定

【发布单位】浙江省安全生产监督管理局
【发布文号】浙安监管危化〔2009〕60号
【发布日期】2009-04-07
【实施日期】2009-04-07
【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node2675/userobject9ai102070.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 关于“外资投资性公司的投资范围不得涉及限制外商投资领域及宏观调控行业”的质疑

2009年03月06日，商务部发布《关于下放外商投资举办投资性公司审批权限的通知》【商资函〔2009〕8号；该通知的法令提示及全文链接，请参见第145期《里兆法律资讯》，网址：http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%20145_20090307-20090313_cn+ip.pdf】。该通知第5条规定，投资性公司的投资范围不得涉及限制和禁止外商投资领域及宏观调控行业。

本所律师认为，第5条的规定使得投资性公司的投资范围比一般的外国公司还要小，这与中国政府支持跨国公司、大型外国公司在中国设立具有统筹管理职能的投资性公司（现地法人）的现阶段政策导向似乎不符，与《关于外商投资举办投资性公司的规定》（商务部令2004年第22号）第十条所规定的“投资性公司可以在国家允许外商投资的领域【律师认为，此处应理解为鼓励类、允许类、限制类外商投资项目】依法进行投资”的规定不一致。

基于上述判断，本所律师猜测，第5条的规定后续很可能被修正或者不会得到严格贯彻实施，我们建议客户后续保持与商务主管部门沟通，及时

し又は失効する租税の規範性文書 14 点、一部条項が失効し又は廃止する租税の規範性文書 7 点を公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8955508.html>

● 浙江省危险化学品登记管理规定

【発布機関】浙江省安全生産監督管理局
【発布番号】浙安监管危化〔2009〕60号
【発布日】2009-04-07
【施行日】2009-04-07
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node2675/userobject9ai102070.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 「外商投資性会社の投資範囲は外商投資を制限する分野及びマクロコントロールの対象となる産業に及んではならない」ことの疑義

2009年3月6日に、商務部は「外商投資による投資性会社設立運営の審査許可権限を委譲することについての通知」（商資函〔2009〕8号、「里兆法律情報」第145期にて本法規を紹介した。URL：http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Issue%20145_20090307-20090313_cn+ip.pdf）を公布した。本法規第5条では、投資性会社の投資範囲は外商投資を禁止し及び制限する分野及びマクロコントロールの対象となる産業に及んではないと定めている。

筆者の認識では、第5条の規定は投資性会社の投資範囲を一般的な外国会社よりも小さくしてしまうものであり、これは中国政府が多国籍会社、大型の外国会社が中国に統一計画する管理機能を有する投資性会社（現地法人）を設立することを支援するという現段階での政策ガイドラインに適合せず、「外国投資家が投資性会社を設立し運営することに関する規定」（商务部令2004年第22号）第10条に定める「投資性会社は国が外商投資を認める分野【筆者は、ここは奨励類、許可類、制限類の外商投資プロジェクトと理解すべきである】に法に照らして投資することができる」という規定と一致していない。

了解其实务操作掌握尺度。

(里兆律师事务所 2009 年 04 月 10 日整理编写)

● 上海高院发文明确适用《劳动合同法》若干问题的意见

上海市高级人民法院于近日发布了《关于适用〈劳动合同法〉若干问题的意见》(沪高法(2009)73号),对上海市法院处理劳动案件提供了指导性意见,这些意见主要包括:

| | |
|--------------------------|--|
| <p>关于劳动者未订立书面合同的处理</p> | <ul style="list-style-type: none"> 用人单位超过一个月未与劳动者订立书面合同的,是否需要双倍支付劳动者的工资,应当考虑用人单位是否履行诚实磋商的义务以及是否存在劳动者拒绝订立等情况。 如用人单位已尽到诚信义务,而因不可抗力、意外情况或者劳动者拒绝签订等用人单位以外的原因,造成未订立书面劳动合同的,不属于《劳动合同法实施条例》第六条所称的用人单位“未与劳动者订立书面劳动合同”的情况(即,用人单位无需支付双倍工资)。 因劳动者拒绝订立书面劳动合同并拒绝继续履行的,视为劳动者单方终止劳动合同。 |
| <p>关于劳动合同变更的形式要求</p> | <ul style="list-style-type: none"> 对于依法变更劳动合同的,只要能通过文字记载或者其他形式证明的,可以视为“书面变更”。 这里的书面形式,包括发给劳动者的工资单、岗位变化通知等等。 |
| <p>关于无固定期限劳动合同</p> | <ul style="list-style-type: none"> 《劳动合同法》第十四条第二款第(三)项有关已“连续订立二次固定期限劳动合同”,劳动者可提出订立无固定期限劳动合同的规定,是指“劳动者已经与用人单位连续订立二次固定期限劳动合同后,与劳动者第三次续订合同时,劳动者提出签订无固定期限劳动合同的情形”。 |
| <p>关于“代通金”支付及支付标准的确定</p> | <ul style="list-style-type: none"> 代通金,是指用人单位解除劳动合同时向劳动者支付一个月的替代通知期工资。 用人单位是否需要支付代通金,应当根据法律的规定来判断,法律没有规定的,不能要求用人单位支 |

上述的判断より、第5条の規定はその後修正され又は厳格な施行は貫徹されないことになるであろうと思われ、今後は、商務主管部門との確認を絶えず行うことにより、実務の取扱いに対する関係部門の認識を遅滞なく把握しておくようにするのがよいであろう。

(里兆法律事務所が 2009 年 4 月 10 日付で作成)

● 上海市高级人民法院が「労働契約法」を適用するにあたっての若干事項を明確にするための意見を文書にて発布した

上海市高级人民法院は先頃「『労働契約法』を適用するにあたっての若干事項についての意見」(滬高法(2009)73号)を発布し、上海市法院が労使案件を処理することにつき指導的意見を示したが、これら意見の内容は主に次のとおりである。

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>労働者が書面の契約を締結していない場合の取扱いについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> 雇用主が1ヶ月を超えても労働者と書面の契約を締結しない場合、労働者の賃金を二倍にして支給しなければならないかどうかは、雇用主が誠実に協議する義務を履行したかどうか及び労働者が締結を拒否する等の状況が存在しないかどうかを勘案しなければならない。 雇用主が信義誠実の義務を履行したが、不可抗力、突発的な事由又は労働者が締結を拒絶する等の雇用主以外の理由により、書面の労働契約が締結できなかった場合、「労働契約法实施条例」第6条にいう雇用主が「労働者と書面の労働契約を締結していない」状況には該当しない(即ち、雇用主は二倍の賃金を支給する必要がない)。 労働者が書面の労働契約の締結を拒否し、尚且つ履行の継続を拒否した場合、労働者による労働契約の一方的な終了とみなす。 |
| <p>労働契約を変更する場合の形式上の要求</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法に照らして労働契約を変更することに対しては、言葉の記載又はその他の形式を通して証明できるものでさえあれば、「書面の変更」とみなすことができる。 ここでの書面の形式には、労働者に配る給与明細、異動通知等を含む。 |
| <p>期限の定めなき労働契約について</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「労働契約法」第14条第2項第(三)号の「有期労働契約を連続して2回締結」した場合、労働者は期限の定めなき労働契約の締結を申し入れることができるとは、「労働者が雇用主と有期労働契約をすでに2回締結した後、労働者と三度目の契約更新を行う際に、労働者は期限の定めなき労働契約の締結を申し出る状況」をいう。 |
| <p>「事前通告に代わる補償金」の支給及び支給基準の</p> | <ul style="list-style-type: none"> 事前通告に代わる補償金とは、雇用主が労働契約を解除する際に労働者に支払う1か月分の事前通告に代わる解雇補償金をいう。 雇用主が事前通告に代わる補償金を支給する必要があるかどうかは、法律の |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 付。 代通金の支払標準, 应当以労働者の正常工資標準確定。如其上月工資不能反映正常工資水平的, 可按解除勞動合同之前勞動者十二個月的平均工資確認。 |
| 关于劳动合 同期滿而 約定的服 務期未滿 的處理 | <ul style="list-style-type: none"> 在勞動合同期滿后, 用人單位放棄對剩餘服務期要求的, 应当准許。此時, 勞動合同可以終止, 但用人單位不得向勞動者追索剩餘服務期的賠償責任。 用人單位未放棄對剩餘服務期要求, 繼續提供工作崗位并要求勞動者履行服務期約定的, 雙方當事人應當繼續履行。繼續履行合 同期間, 用人單位不提供工作崗位的, 視為其放棄對剩餘服務期的要求, 勞動合同終止。 |
| 关于特殊 待遇的處 理 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊待遇, 是指用人單位給予勞動者價值較高的財物, 如汽車、房屋或住房補貼等, 属于預付性質。 勞動者未按照約定期限付出勞動的, 属于不完全履行合 同。根据合 同履行的對等原則, 對勞動者未履 行的部分, 用人單位可以拒絕給 付; 已經給付的, 也可以要求按照 相應比例返還。 |
| 关于“違 法解除或 終止合 同”的賠 償金 | <ul style="list-style-type: none"> 如果依法已經具備解除或終止勞動合同的条件, 只是用人單位在辦理解除或終止的程序上存在瑕疵的, 不属于《勞動合同法》第四十八條規定的需要支付賠償金的范圍。如用人單位在已經具備解除条件的情况下, 只是存在未提前 30 天通知勞動者等程序瑕疵的, 則用人單位應當通過支付相應的“代通金”等方式加以補正, 但無需支付賠償金。 |
| 关于竞業 限制條款 約定不清 的處理 | <ul style="list-style-type: none"> 勞動合同當事人僅約定勞動者應當履行竞業限制義務, 但未約定是否向勞動者支付補償金, 或者, 虽約定向勞動者支付補償金, 但未明确約定具体支付標準的, 基于當事人就竞業限制有一致的意思表示, 可以認為竞業限制條款對雙方仍有約束力。 |

| | |
|---|--|
| 確定につ いて | <ul style="list-style-type: none"> 規定に基づき判断しなければならず、法律に定めなき場合は、雇用主に支払いを求めることはできない。 事前通告に代わる補償金の支払い基準は、労働者の正常な賃金基準をもって確定しなければならない。前月の賃金が正常な賃金水準を反映できない場合、労働契約を解除する前の労働者の 12 か月の平均賃金に基づき確認することができる。 |
| 労働契約は満了したが、 服務期間が満了していない場合の 取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> 労働契約の満了後、雇用主が残りの服務期間に対する要求を放棄する場合、これを認める。その場合、労働契約は終了することができるが、雇用主は労働者に対し、残りの服務期間の賠償責任を督促してはならない。 雇用主が残りの服務期間に対する要求を放棄しておらず、引き続き就業職位を提供し、尚且つ労働者に服務期間の約定を履行するよう求める場合、両当事者は履行を継続しなければならない。契約の履行を継続する期間中、雇用主が就業職位を提供しない場合、雇用主が残りの服務期間に対する要求を放棄し、労働契約は終了したものとみなす。 |
| 特殊な待遇の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> 特殊な待遇とは、雇用主が労働者に価値が相対的に高い財物を与えることをいい、その財物とはたとえば自動車、家屋又は住宅手当等の前払の性質に該当するものである。 労働者が約定した期限に従い労働を提供しなかった場合、労働を完全には履行しなかったとみなし、契約履行の対等の原則より、労働者が履行しなかった部分に対しては、雇用主は給付を拒否することができ、すでに給付した場合、かかる比率に基づき返却するよう求めることもできる。 |
| 「労働契約を違法に解除又は終了する」場合の賠償金について | <ul style="list-style-type: none"> 法に照らして労働契約を解除し又は終了する条件を具備しているが、雇用主が解除し又は終了する手続上に瑕疵があるだけの場合においては、「労働契約法」第 48 条に規定する賠償金を支払わなければならない範囲には該当しない。雇用主が解除する条件をすでに具備しており、30 日前までに労働者に通告していない等の手続上の瑕疵が存在するだけの場合には、雇用主は「事前通告に代わる補償金」を支払う等の方式を通して是正しなければならないが、賠償金を支払う必要はない。 |
| 競業禁止義務条項の約定が明確でない場合の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> 労働契約の当事者が、労働者が競業制限義務を履行しなければならないとだけ約定し、労働者に補償金を支払うかどうかを約定せず、又は、労働者に補償金を支払うことを約定したが具体的な支払い基準を明確には約定しなかった場合、当事者による競業制限につき一致した意思表示をもとに、競業制限条項 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 补偿金数额约定不明的，双方可以继续就补偿金的标准进行协商；协商不能达成一致的，用人单位应当按照劳动者此前正常工资的 20～50% 支付。竞业限制期限约定不明的，双方也可以继续协商；协商不能达成一致的，限制期最长不得超过两年。 |
| 关于同工同酬的标准 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 由于劳动者存在个体差异，因此，不能简单以不同劳动者是否在相同岗位工作作为“同工”的标准，而应综合考虑劳动者的个人工作经验、工作技能、工作积极性等特殊因素，允许用人单位依此对相同工作岗位的劳动者在劳动报酬方面有所差别。 |
| 关于劳动者非因本人原因，由原用人单位被安排到新用人单位工作，其连续工作年限的计算问题 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2008 年 09 月 18 日之后，不是由劳动者本人提出，而是由用人单位以组织调动、委派等方式安排到另外一个用人单位工作，且用人单位未向劳动者支付解除或终止合同的经济补偿金的，属于非因劳动者本人原因而由单位安排到新用人单位的情况。如，用人单位根据工作需要，在关联企业之间、集团企业内部调整劳动者具体工作单位等等。 ■ 2008 年 09 月 18 日之前产生的类似问题，按当时的规定处理。 |
| 关于用人单位未经法定程序即实行经济性裁员的处理 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 用人单位进行经济性裁员必须满足法定前提条件。 ■ 用人单位在未满足法定条件的情况下径行裁员，被裁的劳动者要求恢复劳动关系的，可以支持。 |
| 关于经济补偿金的“分段计算” | <p>《劳动合同法》施行之日存续的劳动合同，在《劳动合同法》施行后解除或终止的，其经济补偿金的具体计算方法如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 《劳动合同法》与 2008 年 01 月 01 日之前施行的相关法律法规的规定（以下简称“以前规定”）均规定应当支付经济补偿金的情形，且劳动者的月平均工资不高于上年度上海市职工月平均工资三倍的，经济补偿金的计算基数按劳动者在劳动合同解除或终止前十二 |

| | |
|--|---|
| | <p>は双方に対し拘束力をもつと判断することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 補償金の金額を明確に約定していない場合、双方は引き続き補償金の基準につき協議することができ、協議が合意に至らない場合、雇用主は労働者のこれまでの正常な賃金の 20～50% の基準にて支払わなければならない。競業制限期間を明確に約定していない場合にも、双方は引き続き協議することができ、協議が合意に至らない場合、制限期間は最長でも 2 年を超えてはならない。 |
| 同一の労働には同一の賃金基準を適用することについて | <ul style="list-style-type: none"> ■ 労働者に個人ごとの違いがあることから、単純に異なる労働者が同一の職位にいるかどうかを「同一の労働」の基準としてはならず、労働者の個人の職務経験、職務能力、職務への積極性等の特殊な要素を総合的に勘案すべきであり、雇用主がこれをもとに同一の就業職位の労働者に対し、労働報酬面で区別することを認める。 |
| 労働者が本人の都合でなく、もとの雇用主に新しい雇用主のもとで就業する場合の連続する就業年数の計算について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2008 年 9 月 18 日以降に、労働者本人が申し入れたのではなく、雇用主が異動や出向等の方式をもって他の雇用主のもとで就業するよう手配し、尚且つ雇用主が労働者に対し、契約を解除し又は終了する経済補償金を支払わなかった場合、労働者本人の都合でなく、雇用主によって新しい雇用主のもとに手配された状況に該当する。たとえば、雇用主が業務上の必要から、関連企業間、集团企業内部で労働者の具体的な就業先を調整する等である。 ■ 2008 年 9 月 18 日より前に発生した類似事項については、当時の規定に基づき取り扱う。 |
| 雇用主が法定手順を踏まずに経済的事由による人員削減を実施した場合の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> ■ 雇用主が経済的事由による人員削減を行う場合、必ず法で定められた前提条件を満たさなければならない。 ■ 雇用主が法で定められた条件を満たすことなく直接に人員削減を行い、削減対象となった労働者が労働契約関係の回復を求める場合、これを支持する。 |
| 経済補償金の「段階別計算」について | <p>「労働契約法」が施行された日に存続する労働契約が、「労働契約法」の施行後に解除され又は終了した場合、その経済補償金の具体的な計算方法は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「労働契約法」と 2008 年 1 月 1 日までに施行されたかかる法律法規の規定（以下「従来の規定」という）がいずれも経済補償金を支給しなければならないと定めている状況であり、尚且つ労働者の平均月給が前年度の上海市従業員平均月給の 3 倍を超えない場合、経済補償金の計算基数は、労働者の労働契約 |

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p>个月的月平均工资确定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 《劳动合同法》规定应当支付经济补偿金的情形，且不属于以前规定中“经济补偿金总额不超过劳动者十二个月的工资收入”情形的，经济补偿年限自用工之日起计算。 《劳动合同法》规定应当支付经济补偿金的情形，但属于以前规定中“经济补偿金总额不超过劳动者十二个月的工资收入”情形的，劳动者在《劳动合同法》施行前的经济补偿年限按照以前规定计算；劳动者在《劳动合同法》施行后的工作年限在计算经济补偿年限时并入计算。 符合《劳动合同法》规定“三倍封顶”的情形，实施封顶计算经济补偿年限自《劳动合同法》施行之日起计算，《劳动合同法》施行之前的工作年限仍按以前规定的标准计算经济补偿金。 |
| <p>关于境外单位在沪设立的办事机构的诉讼主体地位</p> | <ul style="list-style-type: none"> 境外公司在沪设立办事处机构的，该机构已经合法办理了登记手续，并按照相关法律规定通过对外服务机构招用劳动者，劳动者就相关劳动权利义务与该办事处产生纠纷的，可以该办事机构作为劳动争议的当事人。 该办事机构未按照相关法律规定通过对外服务机构招用劳动者，劳动者就报酬支付等问题与该办事处产生纠纷的，作为民事纠纷处理，该办事机构可以作为民事诉讼的当事人。 |

上述指导性意见的具体实施状况，有待进一步观察。

(里兆律师事务所 2009 年 04 月 10 日整理编写)

● [《缺陷产品召回管理条例（送审稿）》公开征求意见](#)

国务院法制办公室日前公布《缺陷产品召回管理条例（送审稿）》，并公开征求意见（截止日期为 2009 年 05 月 26 日）。查看送审稿全文，请点击以下网址：

http://www.gov.cn/gzdt/2009-04/08/content_1280582.htm

(摘自 2009 年 04 月 08 日中国政府网)

| | |
|--------------------------------------|--|
| | <p>を解除し又は終了するまでの 12 か月分の平均月給をもとに確定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「労働契約法」にて経済補償金を支給しなければならないと定めている状況で、尚且つ従来の規定において「経済補償金の合計が労働者の 12 ヶ月分の賃金収入を超えない」とされている状況に該当しない場合、経済補償計算対象年数は、採用された日から起算する。 「労働契約法」にて経済補償金を支給しなければならないと定められている状況で、従来の規定にて「経済補償金の合計が労働者の 12 ヶ月分の賃金収入を超えない」とされている状況に該当する場合、労働者の「労働契約法」施行前の経済補償金の計算対象年数は、従来の規定に基づき計算する。労働者の「労働契約法」施行後の勤務年数は経済補償計算対象年数を計算する際に合算して計算する。 「労働契約法」に定める「3 倍の上限」の状況に適合する場合、上限を設置する経済補償計算対象年数の計算は「労働契約法」施行日から起算し、「労働契約法」施行前の勤務年数は従来の規定による基準に基づき経済補償金を計算する。 |
| <p>国外法人が上海に設立した駐在員事務所の訴訟主体としての地位</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国外の会社が上海に駐在員事務所を設立する場合、当該事務所がすでに登記手続きを適法に行い、かかる法律の規定に基づき人材派遣業者を通し労働者を採用し、労働者がかかる労働権利義務につき当該事務所と紛争を生じさせた場合、当該事務所は労使紛争の当事者となることができる。 当該事務所がかかる法律の規定に基づき人材派遣業者を通して労働者を採用せず、労働者が報酬の支払い等につき当該事務所と紛争を生じさせた場合、民事紛争として取扱い、当該事務所は民事訴訟の当事者となることができる。 |

上述した指導的意見の具体的な実施状況については引き続き注目したい。

(里兆法律事務所が 2009 年 4 月 10 日付で作成)

● [「欠陥製品リコール管理条例（審査申請案）」がパブリックコメントを募集する](#)

国务院法制办公室は先頃「欠陥製品リコール管理条例（審査申請案）」を公布し、パブリックコメントを募集した。（募集締切日は 2009 年 5 月 26 日）審査申請案の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2009-04/08/content_1280582.htm

(2009 年 4 月 8 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 中国上海市和广东省 4 城市开展跨境贸易人民币结算试点

日前，国务院常务会议决定，在上海市和广东省的广州、深圳、珠海、东莞 4 城市开展跨境贸易人民币结算试点。会议要求国务院有关部门尽快发布有关管理办法。

(摘自 2009 年 04 月 08 日中国人大网)

● 商务部发布首批 20 个《对外投资合作国别(地区)指南》

日前，商务部发布《对外投资合作国别(地区)指南》，指南覆盖全球 160 多个国家和地区。首批 20 个国家的指南介绍了所在国与投资合作有关的基本信息，以及中国企业开展业务可能遇到的问题。查看《对外投资合作国别(地区)指南》，请点击以下网址：

<http://211.88.12.83:9998/site4/gbzn/gobiezhinan.shtml>

(摘自 2009 年 04 月 10 日中国政府网)

● 中央政法委、最高院发文要求清理执行积案

日前，中共中央政法委员会、最高人民法院发布《关于规范集中清理执行积案结案标准的通知》(法发〔2009〕15 号)，要求清理执行积案，并规定了无财产可供执行案件的结案标准。该通知要求：

1. 对于有财产可供执行的案件，必须依法执结。
2. 法院穷尽财产调查措施后，才可以将有关案件认定为无财产可供执行的案件。
3. 对无财产可供执行的案件，规定了结案的具体条件和方式。

(摘自 2009 年 04 月 07 日最高人民法院网站)

● 中国は上海市と広東省の 4 都市において国境貿易の人民元建て決済を試みる

先頃、国务院常务会议は、上海市と広東省の広州、深圳、珠海、東莞の 4 都市において国境貿易の人民元建て決済を試みることを決定した。会議では国务院の関係部門に対し、かかる管理弁法を早急に公布するよう求めている。

(2009 年 4 月 8 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋)

● 商務部は初めて 20 の「対外投資提携国(地域)別手引」を公布した

先頃、商務部は「対外投資提携国(地域)別手引」を公布したが、手引は世界の 160 余りの国や地域をカバーしている。最初の 20 の国の手引では所在国と投資提携に関する基本状況、及び中国が業務を展開するにあたり遭遇するおそれのある問題点を紹介した。「対外投資提携国(地域)別手引」をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://211.88.12.83:9998/site4/gbzn/gobiezhinan.shtml>

(2009 年 4 月 10 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 中央政法委員会、最高人民法院が懸案を解決し執行するよう文書にて求めた

先頃、中国共産党中央政治法律委員会、最高人民法院は「懸案を解決し執行する終結基準を規範化することについての通知」(法発〔2009〕15 号)を公布し、懸案を解決し執行するよう求め、尚且つ執行に供する資産がない事案の終結基準を規定した。本通知は次のとおり求めている。

1. 執行に供する資産がある事案に対しては、必ず法に照らして執行を終結させる。
2. 法院は資産調査措置を講じ終えた後でなければ、かかる事案は執行に供する資産のない事案であると認定することはできない。
3. 執行に供することのできる資産のない事案に対しては、事案を終結させる具体的な条件と方式を規定している。

(2009 年 4 月 7 日付の最高人民法院ウェブサイトより抜粋)